

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十九条の二まで（現行のとおり） （産業廃棄物再生利用業の指定申請）</p> <p>第二十条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>イからハまで（現行のとおり）</p> <p>ニ <del>ガス小売事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定する者をいう。）</del>、<del>一般ガス導管事業者（同条第六項に規定する者をいう。）</del>又は<del>ガス製造事業者（同条第十項に規定する者をいう。）</del>が行うガス工作物（同条第十<del>三</del>項に規定する工作物をいう。）の設置又は変更の工事</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第二十一条から第三十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十九条の二まで（略） （産業廃棄物再生利用業の指定申請）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5（略）</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>イからハまで（略）</p> <p>ニ <del>一般ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する者をいう。）</del>が行うガス工作物（同<del>法</del>第二条第十三項に規定する工作物をいう。）の設置又は変更の工事</p> <p>三（略）</p> <p>第二十一条から第三十五条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第二十六号様式まで（略）</p>